

独立行政法人国立女性教育会館寄附金受入事務取扱規程

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）における寄附金の受入れについては、この規程の定めるところによる。

(使途)

第2条 寄附金の使途は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 会館の研修事業に要する経費
- 二 会館の調査研究に要する経費
- 三 会館の広報・情報発信事業に要する経費
- 四 女性アーカイブを構築することに要する経費
- 五 会館の国際貢献事業に要する経費
- 六 その他会館の業務を運営することに要する経費

(受入基準等)

第3条 会館は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附を受入れることができないものとする。

- 一 特定の法人又は団体を当該寄附金による業務の発注先とする条件が付されている又は付そうとしているとき。
 - 二 寄附者（法人及び団体にあつては、その役員等（代表者その他経営に実質的に関与している者）を含む。以下同じ。）が、当該寄附金の経理について監査を行うことができるとされているとき。
 - 三 寄附者が、寄附後に自らの意思により、寄附の全部又は一部を取り消し、又は返却を求めることができるとされているとき。
- 2 会館は、寄附者が、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当することがあらかじめ明らかでない場合は、その寄附を受入れてはならない。
- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、反社会的勢力共生者及びその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）であること。
 - 二 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 三 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 四 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもって、反社会的勢力等を利用する等していること。

五 反社会的勢力等に対して、反社会的勢力等であることを知りながら資金等を供給し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

六 反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

3 会館は、寄附者が自ら又は第三者を利用して、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する行為をするときは、その寄附を受入れてはならない。

一 会館に対して、脅迫的な言動、不当な要求又は暴力を用いる行為（これに準ずる行為を含む）

二 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会館の信用を毀損し、又は会館の業務を妨害する行為（これに準ずる行為を含む）

三 犯罪によって得た金員による寄附行為

四 会館の商標や名称を許可なく使用する行為

五 寄附の対価として何らかの利益又は便宜供与を会館に対して要求する行為

4 会館は、その他理事長が適当でないと認めるときは、その寄附金を受入れないことができる。

5 会館は、本規程をウェブサイト等で公表する。会館は、寄附者による会館への寄附行為をもって、寄附者が第1項から第3項に該当しないものとみなし、また、会館が本規程を改正した場合、会館は寄附者が改正後の規程に同意したものとみなす。

6 会館は、受入れた寄附金について、第1項から第3項の規定に反すると判明した場合は、当該寄附金を返還することができる。

（受入方法等）

第4条 寄附金は、現金、銀行等口座振込その他の方法により受入れる。

2 寄附金を現金で受入れた場合は、独立行政法人国立女性教育会館会計規程（以下「会計規程」という。）第21条及び第25条は、適用しない。

3 会館は、寄附金を受入れるにあたり、寄附者に次の各号に掲げる事項を確認する。ただし、寄附金を現金で受入れ、かつ寄附者が寄附金受領書の発行を希望しない場合は、この限りではない。

一 寄附者の氏名（法人及び団体にあつては、その名称）

二 寄附者の住所

三 寄附者の連絡先（電話番号及びメールアドレス等）

四 寄附金の使途

五 寄附金額

六 寄附方法

七 会館ウェブサイト等における寄附者氏名公表の可否

4 寄附者は、寄附時に、当該寄附金の使途を指定することができる。ただし、当該寄附

金の受入れ後は、使途の指定又は変更をすることはできない。

(受入報告等)

第5条 出納責任者（会計規程第17条に規定する出納責任者をいう。）は、寄附金を受入れたときは、速やかに理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告を受けたときは、寄附者に寄附金受領書を発行するものとする。ただし、寄附者が希望しない場合は、この限りではない。

(寄附金使用)

第6条 会館は、寄附金を寄附の目的に従い適切に使用するものとする。

(寄附金使途変更)

第7条 会館は、使途が指定された寄附金について、寄附の目的が達せられ、その残額が1,000円未満となった場合には、第2条に規定する各号の使途に変更することができる。

(出納保管)

第8条 理事長は、寄附金の出納保管を出納主任（会計規程第17条に規定する出納主任をいう。以下次条において同じ。）に命ずるものとする。

(帳簿)

第9条 出納主任は、寄附金受払簿を備え、必要事項を記載して整理するものとする。

(その他)

第10条 寄附金に係る経理については、この規程に定めるもののほか、会計規程その他会館の関係規程の定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、平成13年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月28日から施行する。